

談できる相手がいないなど、子育てが孤立化することにより、その負担感が増大している。とりわけ、3歳未満の子供を持つ女性の約8割は家庭で育児をしており、社会からの孤立感や疎外感を持つ者も少なくない。

文部科学省は、保護者に対する子育て講座や学習機会の提供などの家庭教育支援を推進している（家庭教育支援については、第4章第1節1（1）「家庭教育支援」を参照）。

厚生労働省は、身近な場所に子育て親子が気軽に集まって相談や交流を行う「地域子育て支援拠点」（平成26年度：6,538か所<sup>24</sup>）を整備し、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育てに関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育てと子育て支援に関する講習などを推進している。また、乳幼児や小学生を有する子育て中の労働者や主婦を会員として送迎や放課後の預かりや病児・病後児の預かりといった相互援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター」（平成26年度：769か所）の実施箇所数の拡大を図っている。さらに、子供やその保護者、妊娠している人が地域子育て支援拠点等の身近な場所で教育・保育・保健その他の子育て支援事業を適切に選択し円滑に利用できるよう、情報収集と提供、必要に応じた相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う「利用者支援事業」（平成26年度：323か所）を推進している。

#### （4）認定こども園制度の普及促進（内閣府、文部科学省、厚生労働省）

内閣府、文部科学省、厚生労働省は、認定こども園が親の就労状況に関わらず施設利用が可能であるなど、保護者や地域の多様なニーズに柔軟に対応しうる施設であることから、引き続き地域のニーズや事業者の希望に応じて、その普及を図ることとしている（平成27年4月1日現在、全国で2,836件）。

#### （5）幼稚園における子育て支援（文部科学省）

文部科学省は、幼稚園が地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たせるよう、「親子が共に育つ」という観点から、子育て相談、情報提供、未就園児の親子登園、保護者同士の交流の機会の提供といった子育て支援の実施を推進している。また、地域の実態や保護者の要請に応じて通常教育時間の前後に行う預かり保育を推進するため財政措置などの支援を行っている。

#### （6）児童手当制度（内閣府）

児童手当は、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、中学校修了前の児童を養育している者に支給される。支給額は、所得制限額（例：夫婦・児童2人世帯の場合は年収960万円）未満の者に対して、3歳未満と、3歳から小学生の第3子以降については児童1人当たり月額15,000円、3歳から小学生の第1子・第2子と、中学生については児童1人当たり月額10,000円、所得制限額以上の者に対しては、特例給付として児童1人当たり月額5,000円である。

## 第3節 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応

### 1 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の的確な施行等（内閣府）

「青少年インターネット環境整備法」では、

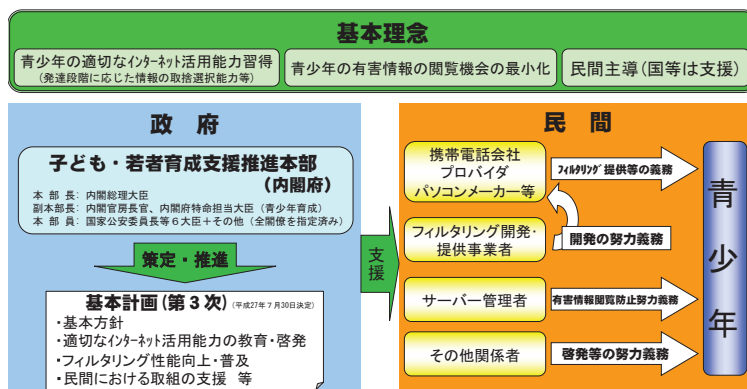
- ・政府において青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画を策定し、実施すること
- ・学校教育、社会教育及び家庭教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育・啓発活動の

24 国庫補助対象分。

推進などを図ること

- ・携帯電話・PHS事業者、インターネット接続サービスを提供する事業者（ISP）、インターネット接続機器製造事業者などが青少年有害情報のフィルタリングソフトの提供義務などを負うこと
- ・国及び地方公共団体がインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体などを支援することなどが規定されている（第4-13図）。平成27（2015）年7月30日、この法律に基づく「青少年インターネット環境整備基本計画（第3次）」が子ども・若者育成支援推進本部で決定された。

第4-13図 青少年インターネット環境整備法の概要



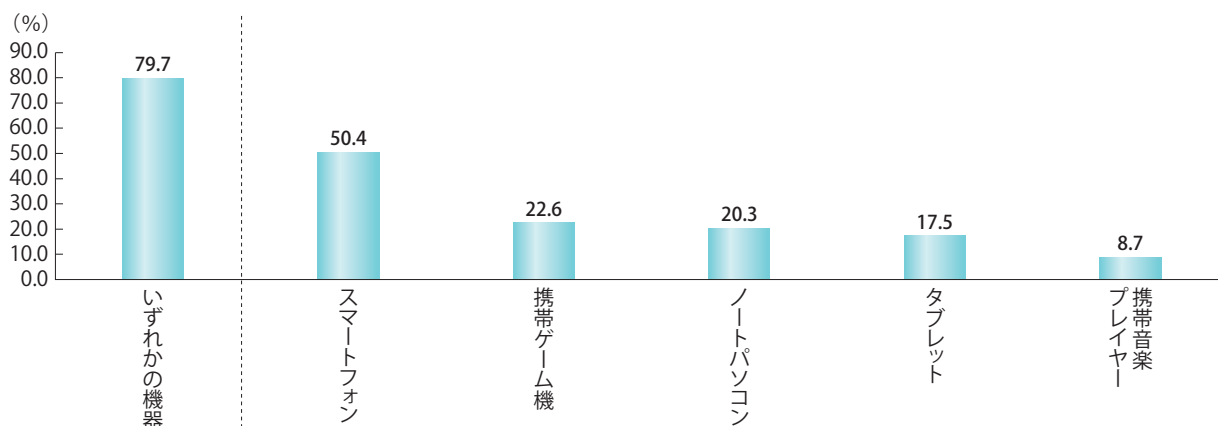
(出典) 内閣府資料

### (1) 実態の把握（内閣府）

内閣府は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を推進するため、青少年インターネット環境整備法の実施状況を検証するとともに、青少年のインターネット利用環境整備に関する基礎データを得ることを目的として、青少年及びその保護者を対象とした「青少年のインターネット利用環境実態調査」を実施している<sup>25</sup>。

◇青少年の約8割が、いずれかの機器でインターネットを利用しており、利用機器は多様化している。

第4-14図 青少年のインターネットの利用率（平成27年度）



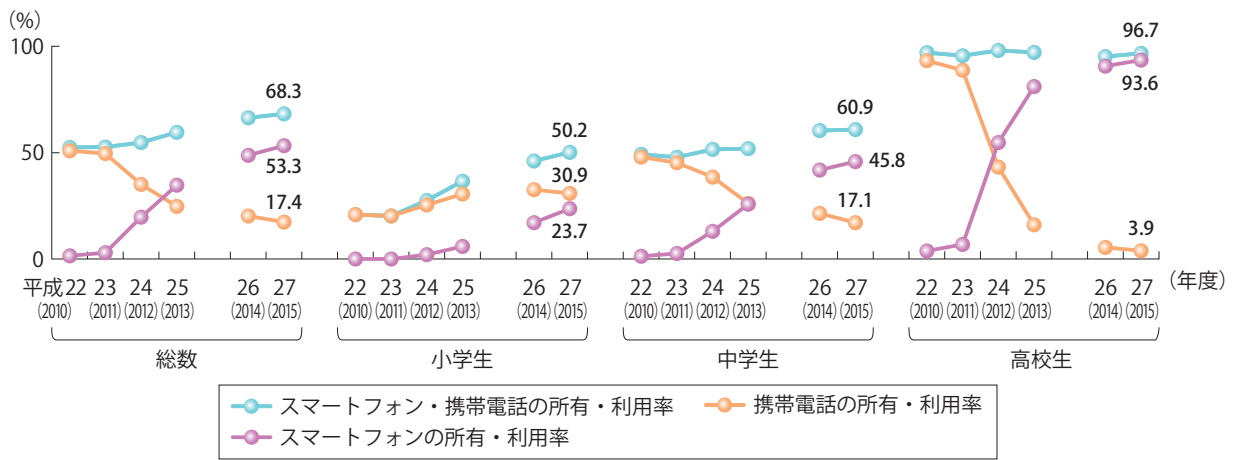
(出典) 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」

(注) 1. 調査対象は、満10歳から満17歳までの青少年（以下「第4-16図」まで同じ）。

2. 「いずれかの機器」は、「スマートフォン」、「携帯電話」、「ノートパソコン」、「デスクトップパソコン」、「タブレット」、「携帯音楽プレイヤー」、「携帯ゲーム機」、「据置型ゲーム機」、「インターネット接続テレビ」のいずれかの機器。

◇スマートフォン・携帯電話のいずれかを利用する青少年の割合は年々上昇し、高校生の9割以上がスマートフォンを利用している。

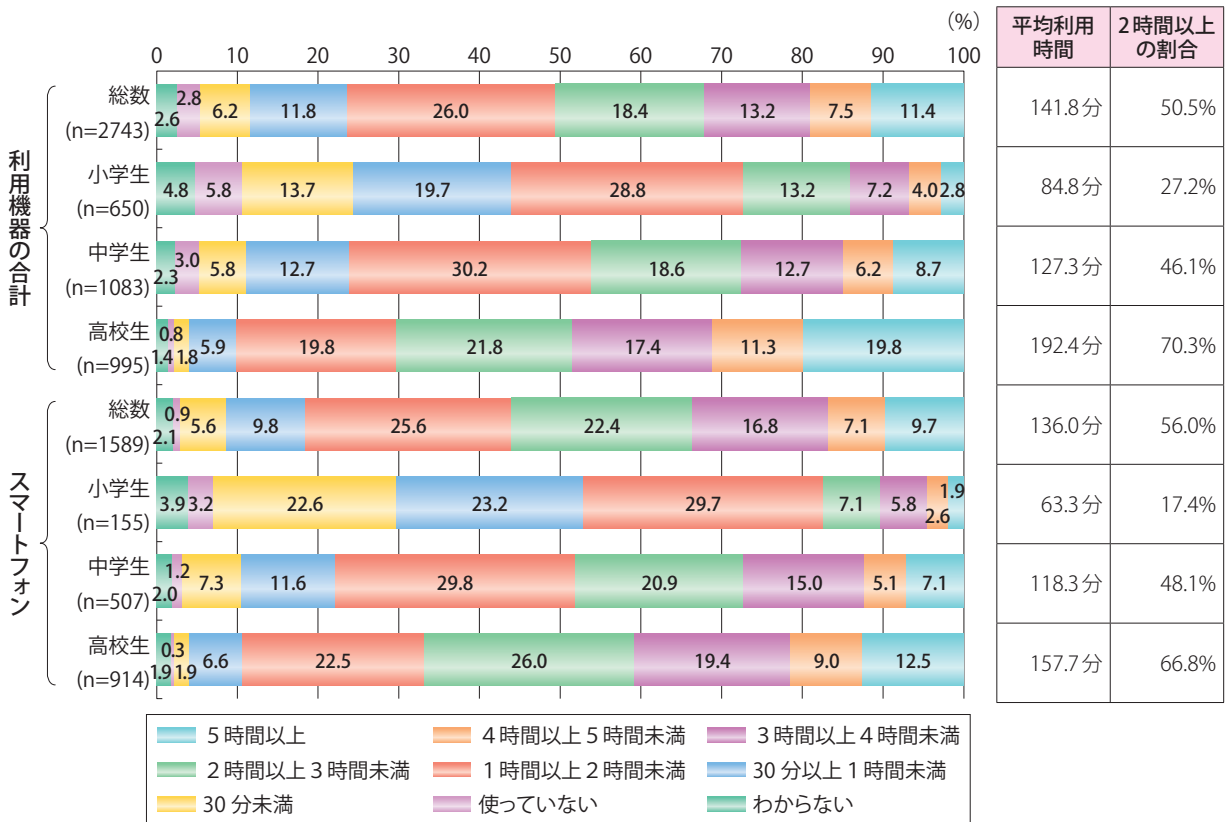
第4-15図 青少年のスマートフォン・携帯電話の所有・利用状況



(出典) 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」  
 (注) 平成22年度～平成25年度の調査では、「スマートフォン」及び「携帯電話」の「所有」について択一回答、平成26年度・平成27年度の調査では、「スマートフォン」及び「携帯電話」の「利用」について複数回答。平成26年度より調査方法等を変更したため、平成25年度以前の調査結果と直接比較できない。

◇平日1日当たりの青少年のインターネットの利用時間は、平均で約2時間20分、高校生では約3人に2人がスマートフォンを通じて2時間以上インターネットを利用している。

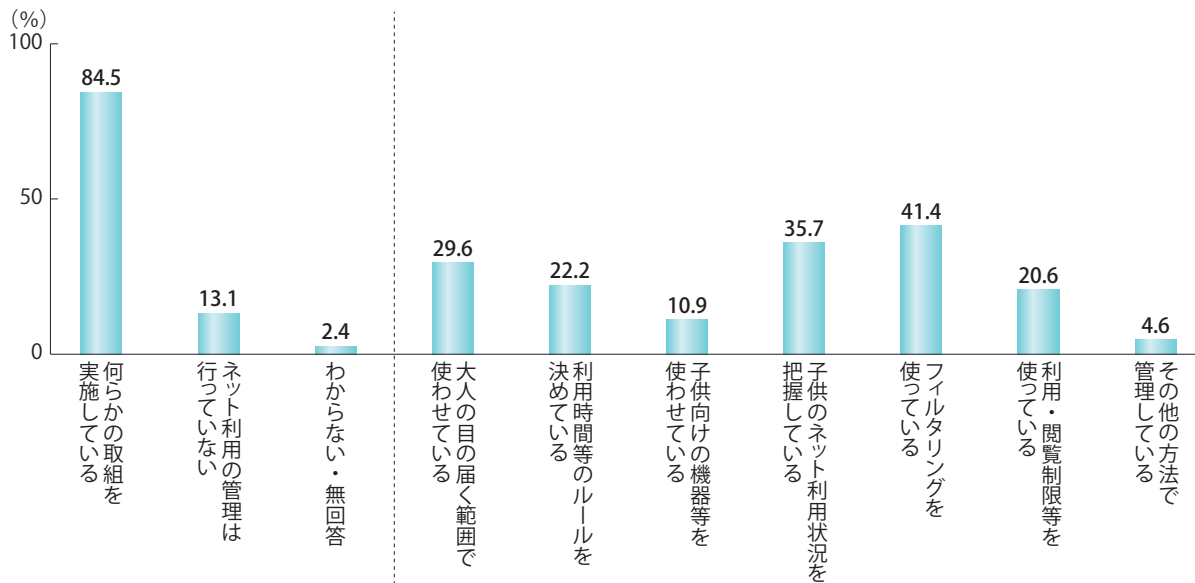
第4-16図 青少年のインターネットの利用時間（平日1日当たり）（平成27年度）



(出典) 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」

- ◇スマートフォンでインターネットを利用している青少年の保護者のうち、8割以上が青少年のインターネット利用に関する何らかの取組を実施している。
- ◇実施している取組のうち、「フィルタリングを使っている」は4割強となっている。

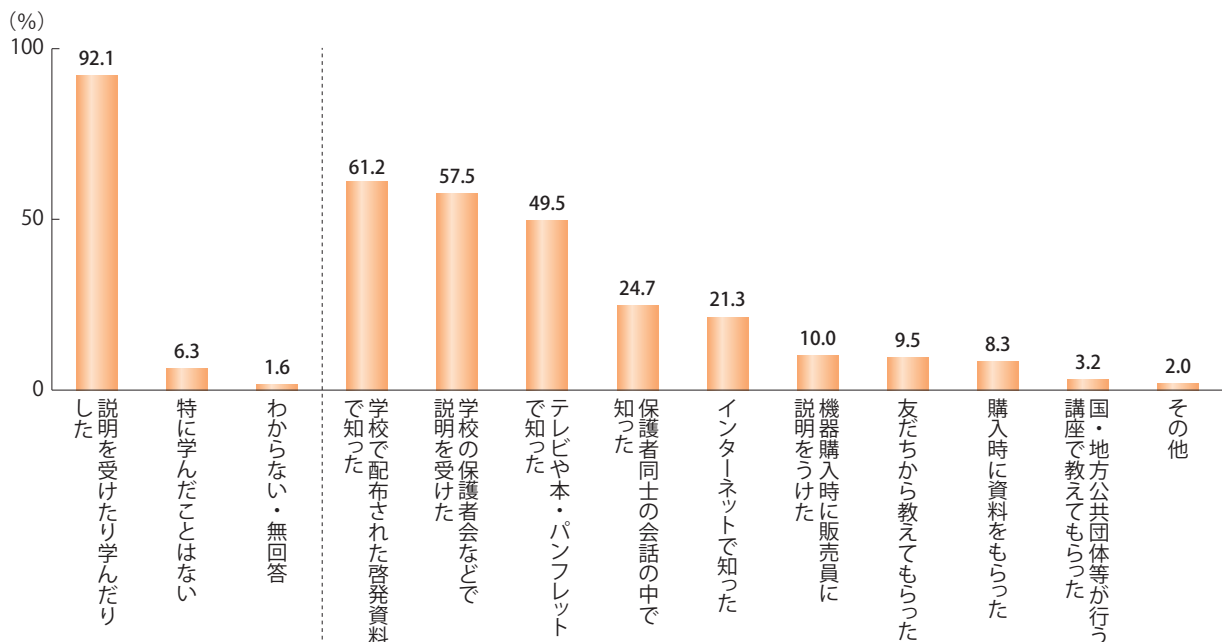
第4-17図 スマートフォンでインターネットを利用している青少年の保護者の取組（平成27年度）



(出典) 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」  
 (注) 調査対象は、満10歳から満17歳までの青少年の保護者（以下「第4-18図」も同じ）。

- ◇保護者のインターネットに関する啓発や学習の経験は、「学校で配布された啓発資料で知った」、「学校の保護者会などで説明を受けた」がそれぞれ6割前後で上位となっている。

第4-18図 保護者のインターネットに関する啓発や学習の経験（平成27年度）



(出典) 内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」

## (2) フィルタリングの普及啓発（内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省）

「青少年インターネット環境整備法」では、国などがフィルタリングについて広報啓発活動を行うことが規定されており、関係府省庁が民間団体などと連携して、フィルタリングの普及啓発を推進している。